

ハローかわさき

5月29日~ 6月16日

5月第5週(5.29~6.2)

NO. 244

「4カ国語で防災マップ」

川崎市からのお知らせです。

こんしゅう ぼうきいまっぷ はいた おしらせです。 今週は、防災マップの配布についてのお知らせです。

幸区役所では、4ヶ国語に対応した防災マップの配布を行っています。

まっずし、いまうかかから一で、避難場所や給水拠点、救急指定病院などが、地図と一覧表で掲載しています。裏面には備蓄品や非常持ち出し品など準備の心得や避難時の注意も記載しています。

りょうめん 両面とも日本語のほか、英語、中国語、韓国語の四カ国語が併記されています。

地震や災害時に備え、幸区にお住まいの方はぜひご利用ください。

くわしく さいかいくゃくしょちいき しんこうか でんわ 詳しくは幸区役所地域振興課 電話044-556-6606まで

お問合せください。

6月第2週 (6.5~6.9)

No. 245

「違法駐車の取り締まり情報」

がわるぎし 川崎市からのお知らせです。

こんしゅう くうろこうつうほう いちぶ かいせい されたお知らせです。 今週は道路交通法の一部が改正されたお知らせです。

6月1日から違法駐車の取り締まりが変わりました。これまで警察官が実施していた駐車違反の取締りを警察官とは別に駐車監視員の資格を取得した民間の人が違法駐車の確認を実施します。駐車監視員はキュグリーシの上着に駐車監視員であることを証前するマークの人った腕章と帽子を養角しています。

たまたしている。 ほうちちゅうしゃいはん しゃりょう かくにん した場合、その車両に確認標章を取り付けます。 駐車監視員が放置駐車違反の車両を確認した場合、その車両に確認標章を取り付けます。

この他に、放置駐車違反の軍事で運転手が反則金を納付しない場合には、軍両所有者などへ放置違反金の納付が課せられたり、危険・迷惑な違反に重点を置いた短時間の放置駐車の取り締まり、放置違反金を納付しないと軍機が受けられないなどの違法駐車への取締りの強化が実施されました。

くわしく かながわけんけいさつほんぶこうつうぶちゅうしゃたいまくか でんわの 4 5 - 2 1 1 - 1 2 1 2 おといあわせ 詳しくは神奈川県警察本部交通部駐車対策課 電話 0 4 5 - 2 1 1 - 1 2 1 2 までお問合せください。

6月第3週(6.12~6.16) 「英語で生活情報を」 N0. 246

川崎市からのお知らせです。

「今」は、森を教文のようなページに英語による「外国人市民のための生活情報」 コーケーを開設したお知らせです。 森生文では、能学 12 万にまっちページを新しくしました。そのとき、外国人市民が一元的に生活情報を入手できたらということで、やさしい日本語で書いた外国人市民のための生活情報欄を先行して開設していました。今回は、この欄を英訳して掲載しました。

外国人登録や国民健康保険、教育、子育で、ごみ・リサイクル、税金などの手続きを始め、自治会や町内会についても説明しています。

同コーナーは、川崎市ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp) を通じて入れる麻生区のホームページ上にあります。

 x_1 また x_2 ない x_3 ない x_4 できまって x_4 できまって